

施策2-2 感染症対策の推進

基本事業1 感染症予防のための普及啓発の推進

(主担当：健康増進課)

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）に規定されている感染症の患者が発生した場合、患者や家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。

1 感染症の予防事業

感染症発生時において、患者調査と家族、接触者検診の実施および感染拡大防止のための措置を講じました。

(1) 感染症発生状況

(件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一類感染症	発生なし				
二類感染症（結核を除く）	発生なし				
三類感染症					
腸管出血性大腸菌	9	6	8	3	9
四類感染症					
A型肝炎					2
E型肝炎		1	1	1	
つつが虫病	1	1		3	
デング熱			1		
日本紅斑熱			1		1
レジオネラ症	7	4	9	2	6
五類感染症（全数把握のみ）					
アメーバ赤痢		2	1		
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		1	1	4	1
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1			3	1
後天性免疫不全症候群					1
侵襲性インフルエンザ菌感染症	1			1	2
侵襲性肺炎球菌感染症	1		4	5	4
水痘（入院例に限る）	2				
梅毒	7	10	15	20	17
播種性クリプトコックス症	1				
バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1				
百日咳					8

(2) 行政検査実施状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	医療機関 からの依 頼	他県から の依頼	家族及び接触者	菌陰性化検査	計
腸管出血性大腸菌感染症	—	—	10 (0)	29	39 (0)

※ () 内は陽性者延数 (内数)

(3) 病原体検査実施状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

麻疹	風疹	日本紅斑熱等※	デング熱	劇症型溶血性連鎖球菌	侵襲性肺炎球菌他	計
2	1	3	2	1	8	17

※つつが虫、重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) を含む